

【新設】(事前確定届出給与の要件)

9-2-15 の 4 法人がその役員に対して支給する給与が法第 34 条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》に掲げる給与に該当するかどうかの判定に当たっては、同号イに掲げる場合及び同号ロに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、該当するそれぞれに定める要件のいずれも満たす必要があることに留意する。

同号イに掲げる場合及び同号ハに掲げる場合のいずれにも該当する場合の判定についても、同様とする。

【解説】

- 1 事前確定届出給与の要件について、法人税法第 34 条第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる場合に該当する場合には、それぞれに定める要件を満たすものに限るとされている。
同号イでは事前確定届出給与に関する届出が必要な給与について規定されており、同号ロでは株式を交付する場合に対象となる株式の範囲について、同号ハでは新株予約権を交付する場合に対象となる新株予約権の範囲について規定されている。
- 2 この点、条文上、同号ロ又はハに該当しその要件を満たす場合には、同号イの要件を満たさない場合でも事前確定届出給与に該当するのではないかとの疑義が生ずることから、それぞれの要件を満たす必要があることを本通達において留意的に明らかにしている。
- 3 なお、連結納税制度においても、同様の通達（連基通 8-2-14 の 4）を定めている。